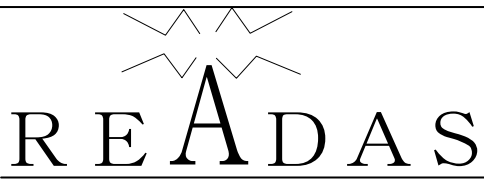


第 4886 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月 7日 火曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 年末調整後に扶養親族の異動があった場合

Q：年末に母親が亡くなりました。母は私の扶養になっていましたが、年末調整はやり直しになるのでしょうか？

A：死亡時の現況で判断しますので、亡くなった時点で扶養親族に該当しているということであれば、年末調整はやり直しません。

【解説】

年末調整は、年末最後の給与を支払うときに行うことになっていますが、年末調整が終わった後に、給与等の追加支給があったり、扶養親族等の数に異動があった場合には、翌年1月末日までの間に年末調整の再調整ができることとなっています。ただし、扶養親族が死亡した場合には、その死亡時の現況で扶養親族に該当するかどうかを判定しますので、亡くなった時点において扶養親族に該当するというのであれば、年末調整をやり直す必要はありません。

ちなみに、年末調整終了後に出生、結婚等により扶養親族等の数に異動が生じた場合や生命保険料や地震保険料の追加支払いなどにより、所得控除額に異動が生じた場合は、それらの異動に関する申告書の提出を受け、異動後の状況により年末調整を行って、再調整後の年税額と当初の年税額との差額を還付します。

なお、年末調整をせず、確定申告を行って税額を精算することもできますので、この場合には、今年の3月15日まで(所得税の確定申告期限)に所轄税務署に申告書を提出することになります。

